

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00319661

2024年8月21日

発信課	子育て支援部子育て助成課
担当者	佐藤 浩史
連絡先	電 話 内線5324
	F A X 0166-26-5722
	E-mail kosodatejosei@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [○] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	令和6年9月2日 ~ 令和6年10月21日
発表項目 (行事名)	旭川市給付型奨学金（大学等）の受付開始
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	大学等への入学を予定する学生を対象に，申込のあった方の中で，世帯状況や成績表の評定等により選考された方に対して奨学金を支給します。 ※世帯年収の目安：590万円以下 ○支給額 ・入学準備金 自宅通学：30万円，自宅外通学：50万円 ・奨学金 大学等の2年目から年額10万円 ○主な支給要件 ・生計維持者の道・市民税の税額控除前所得割額の合計が257,500円未満であること ・評定平均値が5段階評価で4.3以上であること等 ○申込・受付期間 令和6年9月2日（月）から10月21日（月）まで
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

給付型奨学金（大学等）のご案内

※世帯年収の目安：590万円以下

大学等への入学を予定する学生を対象に、申込のあった方の中で、世帯状況や成績表の評定等により選考された方に対して奨学金を支給します。

（予算の範囲内のため、支給とならない場合もあります。他の奨学金と併用可能です。）

給付対象

来年度に大学等※1に入学を予定している学生で右の給付要件を全て満たす方

※1：学校教育法に規定する大学（大学院を除く）、高等専門学校（第4、5学年及び専攻科に限る）及び専修学校（専門課程に限る）

給付要件

支給を受ける学生等について 【高校3年生相当】

- ・申請年度の翌年度に大学等に入学し、又は在学する者であること
- ・生計維持者が、申請年の1月1日時点で本市に住所を有していること
- ・旭川市奨学金、入学仕度金の滞納がないこと（生計維持者含む）
- ・市税の滞納がないこと（生計維持者含む）
- ・生計維持者の申請年度分の道府県民税及び市町村民税の税額控除前所得割額の合計が257,500円未満であること
- ・市内若しくは近隣8町※2の高校等又は通信制高校等に在学していること
- ・学業が優秀で性行が善良であること（評定平均値が5段階評価で4.3以上）

※2：上川郡鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町

区分

支給額

入学準備金（自宅通学）300,000円
（自宅外通学）500,000円

奨学金※3 年額 100,000円

※3：大学等の第1学年に在学する者は除く

申込・受付期間

令和6年9月2日(月)から10月21日(月)まで
＜受付時間＞平日、8時45分から17時15分まで

支給時期：（入学準備金）3月末、（奨学金）6月と12月

申込方法

次の提出書類を子育て助成課まで持参又は郵送してください。

【宛先】〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階
旭川市子育て支援部 子育て助成課 奨学金担当 宛

※郵送の場合、受付期間内の消印日有効

提出書類

- ① 給付型奨学金（大学等）支給申請書（規則様式第3号）
 - ② 入学予定大学等申請書（要綱様式第5号）
 - ③ 世帯状況票（要綱様式第8号）
（源泉徴収票や市税等の決定通知書など、扶養家族の人数が確認できる書類を添付してください。）
 - ④ 旭川市給付型奨学金（大学等）推薦書（要綱様式第9号）
（在学している高校等に記入を依頼してください。）
 - ⑤ 成績証明書
（申請者（学生等）が在学している高校等で交付を受けてください。）
 - ⑥ 納税証明書
（市役所総合庁舎3階税制課税2番窓口もしくは各支所にて取得してください。）
両親の場合は、本人含めて3名分必要。窓口で『完納証明』とお伝えください。（代理人申請は、委任状が必要です。）
- ※ ①～④の書類は、子育て助成課窓口で配布するほか、市ホームページからも印刷可能です。
※ 生徒や保護者に旭川市外の住所の方がいる場合は、別途住民票が必要。
※ 保護者が旭川市外で課税されている場合は、別途課税証明が必要です。

【裏面に続く】



この二次元コードから
旭川市の奨学金情報の
ページをご覧ください
ます！

＜お問い合わせ＞

旭川市子育て支援部子育て助成課 奨学金担当
旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階
電話：0166-25-9107
e-mail：kosodatejosei@city.asahikawa.lg.jp

※ 中学校、高校等、教育委員会へのお問い合わせは御遠慮ください。

道府県民税及び市町村民税の所得割額（税額控除前）の確認方法

給付要件にある「道府県民税及び市町村民税の税額控除前所得割額」については、市町村が毎年5月に発行する

- ①「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」、又は6月に発行する
- ②「市民税・道民税・森林環境税 税額決定納税通知書」のいずれかで確認できます。

①「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」

税額	市民税	税額控除前所得割額④	6月分	納付額
	税額控除額⑤	所得割額⑥	7月分	
	均等割額⑦		8月分	
	税額控除前所得割額④		9月分	
	道民税	税額控除額⑤	10月分	
	所得割額⑥		11月分	
	均等割額⑦		12月分	
	森林環境税		1月分	
	特別徴収税額		2月分	
	控除不足額⑩		3月分	
	既充当・既委託納付額⑪		4月分	
	既納付額⑫		5月分	
	差引納付額⑬⑭⑮⑯			
	変更前税額⑬			
	増減額⑬⑭⑮⑯			
	変更月			

市民税・道民税の④の合計

②「市民税・道民税・森林環境税 税額決定納税通知書」

年度 市民税・道民税・森林環境税 課税明細書(2)				
区	分	課税標準額	税率	市民税額 道民税額
総所得		円	9	円
山林所得		円		円
肉用牛の売却価額		円		円
短期一般分譲		円	11	円
長期一般分譲		円		円
特定資産分譲		円		円
軽課資産分譲		円		円
株式等の譲渡所得		円		円
(一般分・上場分)		円		円
上場株式等の配当等		円		円
先物取引		円		円
算出所得割額合計				円
調整控除額				円
住宅借入金等特別控除額				円
寄附金税額調整額・外国税				円
調整額・外国税				円
所得割額①				円
均等割額②				円
森林環境税額③				円

市民税額・道民税額の合計

これらは、旭川市発行の各通知書の抜粋ですが、太枠の数字が要件（257,500円未満）を満たしている場合に限り申込可能です。
※ 所得・課税証明書では確認できませんので留意願います。

【よくある質問】

Q1. 申込みや支給にあたって子どもの成績要件はありますか？

A1. 高校等での5段階評定の平均が4.3以上の方を対象としています。

Q2. 我が家には、大学等に進学予定の双子の子どもがいます。入学したら2人とも受給対象になりますか？

A2. 支給要件を満たしていれば、2人とも支給対象となります。

Q3. 給付要件の「高校等又は通信制高校等」の範囲を教えてください。

A3. 公立又は私立高等学校（定時制課程を含む）、国立高等専門学校、通信制の高等学校のほか、高等学校の課程を置く専修学校及び各種学校も含まれます。

Q4. 給付対象の「大学等」の範囲を教えてください。

A4. 学校教育法に規定する大学（大学院を除く）、高等専門学校（第4、5学年及び専攻科に限る）及び専修学校（専門課程に限る）で、修業年数の制限はありません。

Q5. 道府県民税及び市町村民税の所得割額（税額控除前）は何で確認できますか？

A5. 毎年5～6月に市町村が発行する、市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書、普通徴収の納入通知書に記載していますので、お手元の書類をご確認ください。※対象の場合、必要書類となりますので必ず保管してください。

Q6. アルバイトをしている大学生、年金受給中の祖父母を含めた6人世帯です。所得割額は、大学生の子どものアルバイト代と祖父母の年金も合算するのですか？

A6. 所得割額は、対象となる学生（高校3年生）を実際に養育している保護者等のみの所得により算定しますので、大学生のアルバイト代や祖父母の年金収入は含まれません。なお、夫婦共働きの場合は、それぞれの額を合算した額になります。

Q7. 夫は数年前から市外に単身赴任ですが申込みできますか？

A7. 保護者のどちらか一方の住民登録が、申請年の1月1日に旭川市にあれば申し込むことができます。

Q8. 保護者は旭川市外の町民ですが、子どもは旭川市内の高校に在学中で、市内の祖父母宅から通学しています。祖父を「保護者等」として申込みできますか？

A8. 申請年の1月1日時点で保護者の住民登録が市外にある場合は、支給対象となりません。

Q9. 高等専門学校の在学中ですが、給付型奨学金の対象となりますか？

A9. 高等専門学校の第3学年の方は申請可能です。入学準備金は支給されませんが、第4、5学年において奨学金が支給されます。なお、卒業後に大学等に編入学した場合、大学卒業まで奨学金支給を延長できます。